

処分年月日	2024 年 4 月 9 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称（発生順）	新光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社） 日興コーディアル証券株式会社（現：SMB C 日興証券株 式会社）
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 ・ 外務員甲は、新光証券株式会社（現：みずほ証券株式 会社）在籍時に、職種転換により収入が減少したために、 次第に資金繰りに窮するようになっていたところ、平成 14 年 7 月、顧客 A を訪問し、「自分が取引口座外で期間 1 年で運用する」との架空の投資話を持ち掛け、顧客 A か ら現金を預かり、甲の生活費及び遊興費のために費消し た。（計 2 回、約 15 万円） ・ 甲は、平成 15 年 4 月に日興コーディアル証券株式会社 （現：SMB C 日興証券株式会社）に転職した後も、同 社で顧客 A に口座を開設させ、同年 7 月頃には、顧客 A に対し、「日興の取引口座外で自分に預けていただけれ ば、余計なコストがかからず、その分利回りが高くなる。」 などと、あたかも債券等の金融商品で運用するかのよう に装い、顧客 A から現金を受領して、自己の生活費及び 遊興費等に費消することを繰り返した。 その後、甲は、顧客 A に返金する必要性も生じたこと から、今度は別の担当顧客からの資金詐取を目論むよう になり、顧客 A への返金、生活費及び遊興費等に充てる ため、高齢で経済的に余裕があり、甲が懇意にされてい ると認識している顧客で、かつ、金利に高い志向を持っ て債券を購入していた顧客 14 名に対して、同様の口口で 金銭を着服した。（計 116 回、約 1 億 3,405 万円） ・ このようにして、甲は、平成 14 年 7 月から令和 4 年 3 月までの間、顧客 15 名から 118 回にわたり、合計約 1 億 3,420 万円の金銭を着服した。
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったこと により判明

参考情報	当該協会員では、再発防止策の1つとして、以下の対応を行った。 従前より、現金の取扱いは行っていないことや正規の取引口座以外での取引は取扱いしていないこと等を記載した注意喚起文書を配付又はホームページへ掲載する方法で顧客へ周知していたが、当該注意喚起文書について、高齢者にも分かりやすい簡潔な文章へ変更するなどの見直しを行った。
------	---